

令和7年度事業計画

【展 望】

自分でもできることを、費用を負担して誰かにやってもらうのはどのような場面でしょうか。

ほとんどの人は、パソコンやスマートフォンのセットアップを自分で行っているのではないのでしょうか。しかし、家電量販店や携帯電話会社の多くは、初期設定サービスを有料で提供しています。おそらく、自分では手に負えない、調べればできるかもしれないけれど面倒、調べたりする時間がない、そんなときに、お金を払って誰かにお願いするという判断をなさるのではないのでしょうか。判断基準は、価格、品質、機能性、流行、評判（口コミ）等いろいろあると思います。

私たちの業務について考えると、登記業務も、法令、通達・先例といった情報を司法書士のみが独占し、情報の非対称性により司法書士が優位に立っていた時代は終わりました（会報信濃第409号60・61頁「無料相談における対応指針について」）。いくら私たちが、社会的インフラである登記制度を信頼にたるものとしているのは司法書士であると自負していても、法務局の窓口での手続案内を廃止することはできないでしょう。また、本人申請を許容せず、代理人強制制度が復活することもあり得ないでしょう。

これまで、登記業務について、司法書士が依頼先として選択されてきたのは、法律上の独占業務であることもさることながら、まさしく、身近な相談相手としての司法書士が提供してきたサービスが、信頼に足るものであったからと言えるのではないのでしょうか。

一方、裁判業務については、司法書士は弁護士よりもアクセスがしやすく、費用が低廉であることが選択される要因の一つであったと思われます。しかし、弁護士人口の増加により、司法書士が有するアクセスのしやすさという優位性は薄れています。また、登記事務と異なり、当事者の主張・証拠に基づく裁判所の判断により権利の得喪が決定づけられるという特性から、知識と経験が豊富なより高度な専門性を有する専門家が求められ、司法書士自身が裁判業務を敬遠する傾向があると考えています。

私は、2013年に長野で開催された全青司ながの全国大会で行われた上田調査の分析結果などを踏まえ、司法書士（制度）の生き残りをかけて、勝負をかけるべきは、価格競争などではなく、法的サービスの提供者として、提供するサービスの質を向上させ、かつ、より一層市民に身近な存在であること、また、頼れる存在であることが必須条件であると考えています。

司法書士が、法的サービスの提供者として、地域住民にとって「頼れる・身近な存在」であり続け、また、時代の変化や社会的ニーズに対応するため、本年度は、特により一層の「信頼の確立」と「質の向上」を大きな柱とし、利用者たる地域住

民の皆様により良い法的サービスを提供するための施策として以下の重点事業に注力したいと考えます。

【重点事業】

1. エキスパート名簿の作成と会員の連携強化

より一層、市民から信頼される司法書士（制度）となるために、分野別の専門性を明確にした「エキスパート名簿（仮）」を作成します。この名簿は、対応可能な分野を明示し、依頼者の期待に応えられる適切な対応を可能にします。

これにより、司法書士間の連携が強化され、より市民の期待に応えられる司法書士サービスの提供に寄与するものと考えています。

2. 相続登記および空き家対策への充実した取り組みと相談会の積極的展開

相続登記の義務化から3年間の猶予期間の中間年として、相続登記や空き家問題に対応する体制を一層強化します。相続不動産の処分、相続放棄、相続土地国庫帰属制度など、複雑化する法的手続について、市民に的確な助言と支援を提供できるよう、情報提供やサポートの充実を図ります。また、市町村との連携協定を活用し、地域の空き家問題に司法書士が積極的に関与することで、地域課題の解決に向けた役割を果たします。

これらの取り組みの一環として、地域に根ざした相談会を積極的に開催します。相談会では、相続登記や空き家問題に関する具体的かつ実用的なアドバイスを提供し、市民からの信頼を得るとともに、司法書士が「頼れる身近な専門家」として認知されることを目指します。また、相談会で寄せられた市民の声を基に、より的確で実効性のあるサポート体制を検討・構築します。

これにより、司法書士が地域社会にとって不可欠な存在であることをアピールするとともに、市民の法的手続への不安を軽減し、安心感を提供する活動を推進していきます。

3. 研修制度の充実

司法書士としての基礎的知識をブラッシュアップし、最新情報の習得を支援するため、研修の質と機会の向上を図ります。特に、実務で求められるスキルの向上を目指し、実践的な内容を取り入れた研修を企画します。

また、受講率の向上を図るため、オンライン研修の継続や柔軟な受講制度を取り入れ、会員が学びやすい環境を整備します。

あわせて、司法書士・司法書士制度に対する信頼をより確固なものとするよう、これまで以上に個々の会員の職責に対する認識とより高度の倫理感の醸成につながるよう研修を強化してまいります。

4. 助成制度の再構築

採算性のみで取り組みを判断することが難しい業務分野への支援を目的として、現行の助成制度を見直します。特に、司法アクセス向上の観点から、依頼者や地域にとって重要な分野に対応する会員への公平で利用しやすい助成制度の構築を検討します。

5. コンプライアンスの強化への取り組み

会員間の信頼と公正な業務環境を維持するため、事務局や会員間で発生する問題に対応するためのコンプライアンスの強化への取り組みとして、通報者の保護や問題解決の迅速化を目指し、会員間のハラスメント防止等を包括的に支援する仕組みを検討します。

翌事業年度において、有限な予算と人材を有効活用するため、現在の本会の事業の必要性などを再検討したいと考えています。そのためにも、まずは、7年度において計画された全ての事業に全力で取り組む1年間としたいと考えています。

司法書士会の運営は、役職者だけではなく、すべての会員の協力と支部との連携によって支えられています。皆様の積極的な参加と支援をお願いいたします。

7年度も、地域社会に貢献し、市民から信頼される司法書士制度をさらに発展させるため、全力で取り組んでまいります。

【各部の事業】

＜総務部＞

1 会員の職能倫理の向上のための適正な会員指導の実施

- (1) 会員に対する注意喚起及び情報提供
- (2) 苦情事例集の改訂
- (3) 職務上等請求書の使用状況の報告事項（管理台帳写し）の確認

2 コンプライアンス推進体制の整備

3 危機管理体制の整備

4 執行部及び事務局の機能及び運営の合理化・効率化に向けた検討及び推進

5 関連団体との司法書士制度を取り巻く最新情報の交換及び課題等の検討

6 他会、隣接職能団体、関係機関等との情報交換及び連携

- (1) 士業三者（司法書士・弁護士・税理士）懇談会の開催
- (2) 他会との交流会の開催
- (3) 法務局・司法書士会・土地家屋調査士会連絡会の開催

7 会報「信濃」の企画・発行

8 広報活動の充実

- (1) 制度広報の検討及び実施
- (2) 事業広報の強化・拡大

＜＜ 経理部 ＞＞

1 健全財政を維持するための効率的運営方法の検討

- (1) 長期的な見地からの財政基盤の安定に向けた継続検討
- (2) 予算執行に関する管理

＜＜ 業務部 ＞＞

1 登記業務対策事業

- (1) 相続登記の受託促進
- (2) 商業及び法人登記の受託促進
- (3) オンライン登記申請の推進
- (4) 権利登記研究委員会の開催
- (5) 講師派遣事業
- (6) 登記関係法令の改正への対応
- (7) その他

2 司法書士法の規定に違反する事実の有無についての実態調査等

- (1) 法務局が実施する実態調査への協力
- (2) 会員等からの情報提供に基づく事案への対応

3 裁判業務推進事業

- (1) 簡裁訴訟代理関係業務の推進
- (2) 本人訴訟支援業務の受託推進
- (3) 家事事件の受託推進
- (4) 民事法律扶助の推進
- (5) 本人訴訟・少額裁判支援センターの運営
- (6) 裁判手続きのIT化に関する研究及び情報提供等
- (7) その他

4 司法書士養成事業

- (1) 各大学への訪問・説明

＜＜ 社会事業部 ＞＞

1 社会問題への積極的な対応

- (1) 長野県等が主催する会議等への参加と事業への協力及び会員への情報提供
- (2) 養育費問題への対応
- (3) 生活困窮者支援事業の実施
- (4) 年末困りごと相談会の開催
- (5) 自死問題への対応
- (6) 多重債務・特殊詐欺・悪質商法被害等の消費者問題への対応
- (7) 社会問題に関するエキスパート名簿(仮)発足に伴う対応
- (8) 社会問題への対処法等の検討

2 市民への法教育の提供

- (1) 高校生・大学生・短大生対象の消費者教育、労働教育等の実施
- (2) 法教育に関する研究
- (3) 他機関・他団体主催の研修会、講演会等に対する講師の派遣

3 空き家問題等への積極的取組

- (1) 空き家問題に関するセミナーへの講師派遣
- (2) 空き家問題に関する相談会への講師派遣
- (3) 他団体の実施する空き家対策会議・研修への派遣・情報共有
- (4) 空き家問題に関する相談会の実施
- (5) 国庫帰属等の研究
- (6) 関東ブロック市民公開講座への協力

＜研修部＞

1 会員研修会の開催

- (1) 司法書士業務を行うための基礎的素養及び一定の能力を身に付けるための研修会の開催

なお、日時及び場所について、現在の予定は下記のとおりである（後日変更の可能性あり）。

- 第1回 7年7月12日（土）10:30～16:45 於：松本市（予定）
- 第2回 7年9月20日（土）13:00～16:45 於：長野市（予定）
- 第3回 7年11月8日（土）11:00～16:45 於：松本市（予定）
- 第4回 8年2月14日（土）13:00～16:45 於：長野市（予定）

2 年次制研修会（日司連、関ブロ研修会）の実施

- (1) 日司連及び関ブロの主催する年次制研修会の実施

3 日司連新人研修実施要領による新規登録者等研修会の実施

- (1) 集合研修の実施及び運営
- (2) 配属研修の実施
- (3) フォローアップ研修の実施

4 特定分野・業務等研修会の開催

- (1) 複雑、多様化する市民のニーズに応えるための幅広い知識や高度な専門性を培う研修会の開催
- (2) 業務推進や法令の改正等時宜に応じた研修会の開催
- (3) 簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判所等提出書類作成業務等一定の能力を身に付けて業務実践を推進していくための研修会の開催
- (4) 相続財産・不在者財産管理人名簿登載、管理不全土地・建物管理人等名簿登載のための研修会の開催

5 支部研修会への支援

- (1) 支部研修における必要開催単位数の依頼及び情報提供
- (2) 支部研修会への講師派遣

- (3) 本会研修会・日司連・関ブロ研修会等のDVD等による研修の斡旋

6 単位の認定・管理

- (1) 所定単位達成のための研修の実施と研修情報の提供
- (2) 日司連研修オンデマンド（研修ライブラリ・eラーニング）等の研修情報の提供
- (3) 単位取得状況を向上させるための施策の検討と対応
- (4) 単位未達成者への対応他

7 日司連・関ブロ研修への対応

- (1) 司法書士中央研修所、関ブロ研修委員の派遣並びに協力及び情報収集
- (2) 司法書士特別研修等への運営協力

8 研修体制等の検証・検討

- (1) 研修内容、研修体制の検証・検討

＜相談事業部＞

1 相談事業の運営

- (1) 司法書士総合相談センターの運営
- (2) 各種相談事業の実施
- (3) 相続登記相談センターの運営

2 他団体との連携による法的サービスの拡充

- (1) 他団体主催の相談会への相談員の派遣
- (2) 長野県災害支援活動士業連絡会担当者会議等への参画
- (3) 司法支援センター（法テラス）地方事務所との連携
- (4) 行政機関の相談担当者との意見交換会の開催
- (5) 天災等による特別相談会への対応

3 司法書士調停センターの運営

- (1) 調停の実施
- (2) 調停センターの対外的広報活動の実施
- (3) 手続実施者の養成と拡大のための研修会
- (4) トレーニング等の実施又は派遣
- (5) 手続実施者名簿の更新及び管理
- (6) 会員向け（対内的）啓発活動の実施
- (7) 調停センターの運営の在り方の検討
- (8) 関東ブロック司法書士会協議会ADR委員会への参加